

別紙

(1) 墜落時保護用として市販されている製品とする。

(2) 貨物自動車で、荷を積み卸す作業を行う時に使用するための保護帽とし、型式検定(国家検定)に合格した、帽体内部に衝撃吸収材を備えたもの。

(3) 中古品およびレンタル品は助成対象としない。

(4) 当協会が助成対象と認めるもの。

(5) 「墜落時保護用」の記載がある検定合格標章が貼付されているもの。

